

函館工業高等専門学校学生準則

昭和37年4月30日

制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この準則は、函館工業高等専門学校学則(以下「本校」という。)第49条の規定に基づき、学生が遵守すべき事項について定めたものである。

(学生の本分)

第2条 学生は、学芸の探求と人格の形成に不断の努力をはらうとともに校風伝統の維持発揚に努めなければならない。また、常に良識ある公民としての自覚を持ち、将来指導的地位に立つ技術者としての教養を培うことに努めなければならない。

(誓約書)

第3条 入学を許可された者は、本校が指示した期日までに別記第1号様式により、保護者等が連署した誓約書を提出しなければならない。

(保護者等)

第4条 本校に在学する学生は、保護者等をもたなくてはならない。

2 保護者等となる者は、独立の生計を営む成年者で次の各号に該当しない者でなければならない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられている者
- 二 破産者でいまだに復権しない者
- 三 成年被後見人、被保佐人及び被補助人

3 保護者等は、学生の一身上のこと、本校に対する債務の履行その他一切の事項について連帯して保証の責任を負うものとする。

(保護者等の変更)

第5条 学生は、保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、新たに保護者等となる者を定めて、別記第2号様式による保護者等変更届を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、事由が生じた日を含め、1週間以内に提出しなければならない。

第2章 学生証

(学生証)

第6条 学生は、本校において交付する学生証を常時携帯し、本校教職員から請求があつたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

2 学生証は、その有効期間が終了したとき、又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

3 学生証を紛失し、又は損傷したときには、直ちに校長に届け出て、再交付を受けなければならない。

第3章 休学、退学、欠席等

(休学)

第7条 学生が学則第22条の規定により、休学を希望するときは、別記第3号様式による休学願に医師の診断書又は詳細な事由書を添え、学級担任教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(復学)

第8条 学生が学則第24条の規定により、復学しようとするときは、別記第4号様式による復学願を、復学しようとする学級の学級担任教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第9条 学生が学則第26条の規定により退学を希望するときは、別記第5号様式による退学願を学級担任教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(欠席、欠課、遅刻、早退)

第10条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て校長に別記第6号様式による欠席(欠席、遅刻、早退)届を提出して、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事由により事前に提出できないときは、電話、電報等によつて学生課教務係に事前通告をするとともに出校したその日のうちに届を提出するものとする。

2 疾病のため引続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。

(忌引)

第11条 学生が父母近親の喪に服するときは、施行細則第1号様式による特別欠席願を学級担任教員を経て、校長に提出してその許可を受けなければならない。

(特別欠席)

第12条 学生が風水地震火災その他の非常災害による交通しや断、公式に加盟している校外行事への参加及び就職試験の受験等その者の責によらない欠席は、別に定める施行細則の手続きにより校長の許可を受け、特別欠席とする。

2 前条の忌引による欠席は特別欠席とする。

3 特別欠席は欠席日数から控除される。

(身上異動)

第13条 学生は改氏名その他一身上の異動があつたときは、1週間以内に別記第7号様式による身上異動届を学級担任教員を経て校長に届け出なければならない。

(住居変更)

第14条 学生が住居を変更したときは、1週間以内に別記第7号様式による住居変更届を学級担任教員を経て校長に届け出なければならない。

第4章 服装

(服装)

第15条 学生の服装は、別に定める施行細則によるものとする。

第5章 健康診断

(健康管理)

第16条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

2 校長は、必要に応じて治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

(学生会)

第17条 本校に、本校学生全員をもつて構成する学生会を置く。

2 学生会は、学校の指導のもとに、学生の自発的な活動を通して、その人間形成を助長し、本校教育の目的達成に資することを目的とする。

3 学生会の遵守すべき事項は、別に定める学生会準則の定めるところによる。

(団体結成)

第18条 学生が、学生会のほか、本校の学生をもつて会員とする団体を結成しようとするときは、指導教員を定め、団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上の署名押印のうえ学生主事を経て、校長に別記第8号様式による学生団体結成願を提出して、その許可を受けなければならない。

(団体の解散)

第19条 前条の団体が、次の各号のいずれか一に該当すると認められたときには、校長はその解散を命ずることがある。

- 一 国、地方公共団体の諸法規及び独立行政法人国立高等専門学校機構の定める諸規則並びに本校学則、学生準則その他の諸規則に反して、その意志を決定し、あるいはそれを実行した場合
- 二 個人の思想、信教、良心等の基本的自由を侵して、その意志を決定し、あるいはそれを実行した場合
- 三 政治的又は宗教的偏向を含む意志を決定し、あるいはそれを実行した場合

(校外団体加盟)

第20条 学生会又は第18条の規定による校内団体が、校外の団体に加盟しようとするときは、別記第9号様式による校外団体加盟願を指導教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められたときには、校長は許可を取り消すことがある。

第7章 行事

(行事)

第21条 学生が、校内において、集会、合宿、催物等の行事を行おうとする場合には、1週間前までに別記第10号様式による行事許可願を団体の場合は指導教員を、個人の場合は学級担任教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の行事が、第19条の各号の一に該当すると認められたときには、校長はその中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の配布販売及び掲示

(印刷物等の配布、販売、掲示)

第22条 学生が、校内において印刷物、掲示物及び標旗等(以下「印刷物等」という。)を

配布、販売、若しくは掲示しようとするときは、事前に別記第11号様式による印刷物等配布(販売、掲示)許可願に当該印刷物等又は写本を添え、団体の場合は指導教員を、個人の場合は学級担任教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

2 前項の印刷物等が、次の各号のいずれか一に該当すると認められたときは、校長は許可しないことがある。

- 一 事実に相違する記述を含む場合
- 二 個人又は団体の名誉を侵すおそれのある記述を含む場合
- 三 政治的又は宗教的偏向をもつ記述を含む場合
- 四 本校の品位を傷つける内容を含む場合

3 印刷物等の配布、販売若しくは掲示にあたっては、次の事項を厳守しなければならない。

- 一 掲示物、標旗等には許可認印をうけること。
- 二 配布又は販売をするときには、学生主事の指示する方法に従うこと。
- 三 掲示をするときには、所定の場所に、責任者氏名と掲示期間を明記し、掲示期間が過ぎた場合は、直ちに責任者において撤去すること。

(調査、署名、募金)

第23条 学生が校内において、調査、署名及び募金等を行おうとするときには、事前に別記第12号様式による調査、署名、募金等許可願を、団体の場合は指導教員を、個人の場合には学級担任教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第9章 施設・設備等の使用

(施設・設備等使用)

第24条 学生が、時間割に定める授業以外に本校の施設・設備等を使用しようとするときは、別に定める施行細則の手続きにより、校長の許可を受けなければならない。

第10章 校外規律

(校外行事参加)

第25条 学生が、本校の学生として、校外行事へ参加しようとするときは、別に定める施行細則の手続きにより、校長の許可を受けなければならない。

(校内規律の準用)

第26条 学生が、校外において、本校名又はそれに類する名称を使用して、集会、合宿、遠征、催物等の行事、印刷物等の配布、販売、掲示並びに調査、署名、募金を行おうと

する場合は、第21条から第23条までの規定を準用する。

第11章 アルバイト

(アルバイト)

第27条 学生は、学業又は心身の健全な発達の妨げになるアルバイトをしてはならない。

2 前項に触れないで、アルバイトをしようとするときは、別記第13号様式によるアルバイト届を学級担任教員を経て校長に提出して、その承認を受けなければならない。

第12章 環境衛生

(環境衛生)

第28条 学生は学級担任教員の指示により、環境衛生に関する作業に従事しなくてはならない。

第13章 専攻科学生への適用除外

(適用除外)

第29条 専攻科学生については、第10条から第12条まで、第15条、第17条、第27条の規定を適用しないものとする。

附 則

この準則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和51年10月1日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、平成2年2月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この準則は、平成11年1月28日から施行する。

附 則

この準則は、平成14年2月27日から施行する。

附 則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成20年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日函高専達第13号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(学生準則第3条関係)

誓 約 書

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

本校在学中は、学則をはじめ諸規則の遵守はもとより、学校の指導に従い学生の本分
を全うすることを誓います。

本 籍

現住所

入学者氏名(自署)

生 年 月 日

年 月 日生

上記の者に関し、貴校在学中は一身上のこと、並びに国に関する債務の履行その他一
切の責任をわたくしが負うことを保証します。

本 籍

現住所

職 業

入学者との続柄

保護者等氏名(自署)

生 年 月 日

年 月 日生

第2号様式(学生準則第5条関係)

学級 担任	
----------	--

(学生課教務係提出)

保 護 者 等 変 更 届

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

保護者等を下記のとおり変更したのでお届けします。

学科 第 学年
学生氏名(自署)

記

変 更 の 理 由		死亡 その他()			
保 護 者 等	本 籍				
	現 住 所	郵便番号	電 話	自 宅	局 番
				呼 出	
	職 業	電話 局 番	学 生 と の 続 柄		
	氏 名 (自署)		生 年 月 日		年 月 日

※職業は会社名，部課名，役職名，自営の場合は業種，商店名等を記入する。

教 務 係 整 理

第3号様式(学生準則第7条関係)

学科 長		学級 担任	
---------	--	----------	--

(学生課教務係提出)

休 学 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記の事由により休学したいのでご許可願います。

学科 第 学年
学 生 氏 名(自署)
保護者等 氏 名(自署)

記

- 1 休学の事由(病気の場合は診断書, その他の場合は事由書添付)
- 2 休学期間

年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式(学生準則第8条関係)

学科長		学級 担任	
-----	--	----------	--

(学生課教務係提出)

復 学 願

函館工業高等専門学校長 殿

平成 年 月 日

下記の事由により復学したいのでご許可願います。

学科 第 学年

学 生 氏 名(自署)

保護者等 氏 名(自署)

記

1 復学の事由(病気の場合は診断書添付)

2 復学期日

平成 年 月 日

第5号様式(学生準則第9条関係)

学科長		学級 担任	
-----	--	----------	--

(学生課教務係提出)

退 学 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記の理由により退学したいのでご許可願います。

学科 第 学年
学 生 氏 名(自署)
保護者等 氏 名(自署)

記

- 1 退学理由
- 2 退学年月日

年 月 日

第6号様式(学生準則第10条関係)

学級 担任	
----------	--

(学生課教務係提出)

欠席・欠課・遅刻・早退届

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記の理由により欠席・欠課・遅刻・早退したいのでお届けします。

学科 第 学年
学 生 氏 名(自署)

記

- 1 理由(病気による1週間以上の欠席の場合は診断書添付)
- 2 期間

月	日()	時限から		日
月	日()	時限まで	計	時間

第7号様式(学生準則第13条関係)

学級 担任	
----------	--

(学生課教務係提出)

身 上 異 動 ・ 住 所 変 更 届

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおり異動・変更したのでお届けします。

学科 第 学年

学 生 氏 名(自署)

保護者等 氏 名(自署)

記

身上異動

- 1 異動した理由 学生改名 その他()
- 2 異動した内容
- 3 異動した月日 月 日

住所変更 学生, 保護者等(○で囲む。)

- 1 新 住 所
- 郵便番号()
- 電話 自宅 局 番
- 呼出 (方)
- 2 変更月日 月 日

教 務 係 整 理

学生 主事	
----------	--

(学生課学生係提出)

学 生 団 体 結 成 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおり団体を結成したいのでご許可願います。

学科 第 学年
責任者氏名(自署)
学科 第 学年
責任者氏名(自署)

記

団 体 の 名 称				
団 体 の 目 的				
活 動 内 容 の 概 要				
加 入 予 定 者 の 氏 名	学 科 ・ 学 年	氏 名	学 科 ・ 学 年	氏 名
指 導 教 員	上記団体の指導教員となることを承諾します。 教員氏名 印 教員氏名 印			

第9号様式(学生準則第20条関係)

指導 教員	
----------	--

(学生課学生係提出)

校 外 団 体 加 盟 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおり校外団体に加盟したいのでご許可願ます。

学科 第 学年
責任者氏名(自署)

記

校外団体の名 称		代表者氏名	
団体の所在地			
団体の目 的及び事業報 告			
参加学生氏名 又は団体名			

第10号様式(学生準則第21条関係)

管 理 責任者		指 導 教 員	
------------	--	------------	--

(学生課学生係提出)

行 事 許 可 願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおり行事を行いたいのので、ご許可願います。

学科 第 学年
責任者氏名(自署)

記

行 事 の 名 称		
目 的		
日 時		月 日 時から 月 日 時まで
場 所		
内 容		
参加学生氏名 又は団体名		
校外参加者		
印刷物等 配布	対 象	
	数 量	
	場 所	
	期 間	月 日から 月 日まで
備 考		

※ 施設・設備等使用許可願及び印刷物等配布許可願は、この願の提出により省略する。
ただし、印刷物等の写本を1部添付すること。

第11号様式(学生準則第22条関係)

指導 教員	
----------	--

(学生課学生係提出)

印刷物等配布(販売，掲示)許可願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおり印刷物等の配布，販売，掲示をしたいので，ご許可願います。

学科 第 学年
責任者氏名(自署)

記

印刷物等の名称	
対 象	
目 的	
数 量	
場 所	
期 間	月 日 時から 月 日 時まで

※ 写本1部を添付すること。

第12号様式(学生準則第23条関係)

指 導 教 員	
------------	--

(学生課学生係提出)

調査，署名，募金等許可願

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおり調査，署名，募金をしたいので，ご許可願います。

学科 第 学年
責任者氏名(自署)

記

目 的	
目 標 額 又 は 目 標 人 員	
方 法	
場 所	
期 間	月 日 から 月 日 まで
備 考	

第13号様式(学生準則第27条関係)

学 級 担 任	
------------	--

(学生課学生係提出)

ア ル バ イ ト 届

函館工業高等専門学校長 殿

年 月 日

下記のとおりアルバイトをしたいので、お届けします。

学科 第 学年
学 生 氏 名(自署)
保 護 者等(自署)

記

アルバイトの職 種			
雇 い 主	会 社 名		
	所 在 地		
	代表者名		
	電話番号		
期 間	月 日 から 月 日 まで		
時 間	時 から 時 まで		
報 酬 の 額	円／時 円／日		